

就学援助制度とは

お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。

Q. どういう場合に援助が受けられるの？

主な認定要件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方(世帯全員について)
個人事業税または固定資産税が減免された方
国民年金保険料の掛金が免除された方(保護者全員)
児童扶養手当が支給されている方
上記には該当しないが、所得が教育委員会の定める基準以下の方

詳しいことは一宮市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

Q. どんな援助が受けられるの？

学校給食費、入学時の学用品費、学用品費等、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、医療費などが支給されます。

(生徒会費・クラブ活動費は中学校のみ)

※入学時の学用品費は、進学前の2月中旬に申請書を提出すると3月下旬に支給されます。

Q. 援助を受けるにはどうしたらいいの？

申請書に必要事項を記入し、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会 学校教育課(一宮市役所)へ提出します。

申請書は、各小中学校または、教育委員会 学校教育課にあります。

Q. いつから援助を受けられるの？

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月1日より援助を開始します。

Q. 気をつけることはありますか？

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があった場合などは、速やかに学校または、教育委員会 学校教育課(一宮市役所)までご連絡ください。

問い合わせ先

教育委員会 学校教育課(一宮市役所)へお問い合わせください。

☎ 電話 0586-85-7072